

よくあるご質問とご回答

	ご質問	ご回答
1	J A R L会員でないが、この保険だけ入りたい。	本制度はJ A R L会員であることがご加入要件となります。まずJ A R L入会のご検討をお願い致します。
2	翌年度 J A R L会員を脱退したら保険は継続できるのか？	できません。保険は1年毎に更新となり、更新毎にJ A R L会員であることが加入要件となります。
3	アンテナが壊れた際も保険金が支払われますか？	<p>本契約は賠償責任保険ですので、アンテナ自体の損害は対象外です。</p> <p>アンテナを含む無線機器、接続パソコン、配線類等が、雷、火災、盗難等の被害にあった場合に備える補償は、J A R L会員専用の<u>雷事故補償保険</u>を参考にしてください。</p> <p>なお、雷事故補償保険は年に1度のご案内で、7月1日から1年間の補償をJARL NEWS春号でご案内する予定です。</p>
4	風災による事故は、保険金支払いの対象となりますか？	風災事故は、基本的にアンテナ第三者賠償責任保険の対象ですが、台風等で、通常の風とは著しく程度を異とするような場合には、不可抗力として法律上の損害賠償責任自体が発生しない場合があり、その場合にはアンテナ第三者賠償責任保険の対象外となります。なお、不可抗力であるかについては、予見可能性・注意義務の程度・事故との因果関係などを十分に踏まえ、個々の事故毎に法律上の賠償責任の有無を法令・判例等に基づき判定いたします。例えば台風による事故の場合でも、アンテナの設置自体に管理上の問題があった場合などで法律上の賠償責任が発生すると認められた場合にはお支払いの対象となります。
5	持ち運びができるアンテナで、車で運んで移動先で組み立て使う場合も対象になりますか？	<p>対象になります。ただし、移動途中の事故は補償の対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>なお、保険契約上の所在地は通常保管している住所としてください。</p>
6	ハムフェア後に、郵便局で手続きをしたが、その後何の連絡もない。 加入者証はいつ頃に届きますか？	<p>2月下旬に発送予定です。</p> <p>保険料を払込んだ際に、郵便局の窓口で受取る「振替払込請求書兼受領証」を大切に保管くださるようお願いします。</p>
7	アンテナの設置に起因した賠償責任にはどのようなものがあるのでしょうか？	民法上、過失があった場合に、不法行為責任・債務不履行責任により損害賠償をすることになりますが、土地工作物については、占有者が注意義務を果たしていた場合には、所有者が無過失責任を負うことが定められており(土地工作物責任)、アンテナはこの土地工作物に該当するため、通常より責任が厳格化されていると言えます。
8	自作のアンテナは対象になりますか？	対象になります。

9	他人の土地を借りて、JARL 会員が所有するタワーを建てる場合、団体契約の対象となりますか？	タワー自体が JARL 会員の所有であれば、土地が他人名義であっても対象となります。
10	2 敷地以上に加入した場合の加入者証の内容・発送タイミングについて	<p>2 敷地以上加入された場合も加入者証の発送は通常と同じ 2 月下旬頃です。</p> <p>ただし、加入者証は 1 口（1,600 円）につき 1 枚作成されます。 <u>送付も原則として 1 口ずつ別便となりますので、到着日が前後する可能性がございますのであらかじめご了承ください。</u></p>